

青少年保護育成条例・施行規則の改正 概要（案）

1 条例改正

(1) 改正の趣旨

令和4年4月1日に施行される改正民法に伴い、成年擬制の規定を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容（第7条関係）

① 民法改正に伴う改正

民法改正による「女性婚姻開始年齢の引き上げ（16歳から18歳）」「成年擬制制度の消滅」等に伴い、成年擬制の規定を削除する。

② 図書類の定義の見直し

図書類の定義に含まれるフロッピーディスクなど古い記録媒体を含んだ例示を削除する。

(3) 新旧対照表

新	旧
神奈川県青少年保護育成条例 第1条～第6条（略） （定義）	神奈川県青少年保護育成条例 第1条～第6条（略） （定義）
第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）青少年 満18歳に達するまでの者をいう。	第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）青少年 満18歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
（2）・（3）（略）	（2）・（3）（略）
（4）図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。	（4）図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及びビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。
（5）～（11）（略）	（5）～（11）（略）
第8条～第55条（略）	第8条～第55条（略）

新	旧
<p>附 則（令和4年 月 日条例第 号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 施行日前に婚姻をし、この条例による改正前の青少年保護育成条例第7条の規定により成年に達したものとみなされた者については、この条例の施行後も、なお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなす。</p> <p>3 この条例の施行の際に、満16歳以上18歳未満の者で、この条例の施行後に婚姻した者については、この条例の施行後も、なお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなす。</p>	

2 施行規則

（1）改正の趣旨

平成29年の刑法改正により、被害者は女性、加害者は男性とされていた強姦罪が、性別を問わない形の強制性交等罪となるなど性別表現が改正されたことを受け、青少年保護育成条例施行規則の「有害図書類とする図書類等の内容」で規定する性別表現を改正するなど、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容（第3条関係）

「有害図書類とする図書類等の内容」について定めた規定のうち性別を特定した行為に係る表現を、性別を問わない表現に改める。

（3）新旧対照表

新	旧
<p>神奈川県青少年保護育成条例施行規則 第1条・第2条（略） （有害図書類とする図書類等の内容）</p> <p>第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。）とする。</p> <p>（1）全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれか</p>	<p>神奈川県青少年保護育成条例施行規則 第1条・第2条（略） （有害図書類とする図書類等の内容）</p> <p>第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。）とする。</p> <p>（1）全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれか</p>

新	旧
<p>に該当するもの ア・イ (略) ウ <u>人同士の愛ぶの姿態</u> エ～カ (略) (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの ア <u>性交、性交を連想させる行為又は性交に類する行為</u> イ <u>強制性交等</u>その他の陵辱行為(削除) ウ <u>変態性欲に基づく行為</u> 2 (略) 第4条～第22条 (略)</p> <p>附 則 (令和4年 月 日規則第 号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>に該当するもの ア・イ (略) ウ <u>男女間又は同性間の愛ぶの姿態</u> エ～カ (略) (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの ア <u>性交又はこれを連想させる行為</u> イ 強姦(かん)その他の陵辱行為 ウ <u>同性間の行為</u> エ <u>変態性欲に基づく行為</u> 2 (略) 第4条～第22条 (略)</p>

3 スケジュール

令和3年11月 令和3年度第2回児童福祉審議会社会環境部会(条例改正内容の確認)

令和4年2月 県議会第1回定例会へ条例改正議案を提出